

# 平成 1 9 年度予算の概要

## (P R 版)

平成 1 8 年 1 2 月

生産局畜産部畜産振興課

## 平成19年度 畜産振興課予算の概要

平成18年12月

【担当課：生産局畜産部畜産振興課】

過去に輸出された和牛の遺伝資源を利用し、海外において交雑種等が生産・輸入されている状況に対処するため、和牛の遺伝資源の保護・活用を図る取組を推進する。

輸入飼料への依存から脱却し、飼料基盤に立脚した循環型畜産への転換を実現するため、耕畜連携の取組や国産粗飼料の生産拡大、食品残さの飼料利用等を総合的に推進する。

家畜の能力の向上、遺伝的能力評価の推進、畜産新技術の実用化等の家畜改良増殖対策を総合的に進め、畜産物の生産コスト低減と品質の向上を促進する。

### 1. 家畜の遺伝資源の保護・活用対策の推進

- (1) 畜産新技術実用化対策推進事業 559(438)百万円の内数  
和牛の知的財産の戦略的活用を図る体制を整備するとともに、遺伝資源保護に資する遺伝子探索等技術開発、特許の取得を促進。
- (2) 和牛精液等流通管理体制構築推進事業 109(0)百万円  
和牛精液ストロー等の流通管理の厳格化のための体制をバーコード等を用いてモデル的に構築し、実証。

### 2. 飼料自給率向上の取組の推進

- (1) 耕畜連携水田活用対策事業 5,404(6,208)百万円  
地域における水田を活用した飼料作物の生産・利用に係る調整活動、排水条件の改良等簡易な基盤整備、放牧牛や飼料生産収穫用機械等の導入等、地域の創意工夫を活かした飼料作物生産の取組を支援。  
地域の創意工夫により面積当たりで設定した単価に基づいて、稲発酵粗飼料等の飼料作物の生産や水田放牧等の取組を支援。
- (2) 国産粗飼料増産対策事業 1,722(1,722)百万円  
稲発酵粗飼料の家畜への給与の実証、稲わらの完全自給に向け、稲わらの収集・供給、安定的な生産・流通体制を構築するための取組等を支援。
- (3) 強い農業づくり交付金 34,067(40,506)百万円の内数
  - 未来志向型技術革新対策事業 5,882(0)百万円の内数
  - 飼料対策推進事業 89(99)百万円
  - 食品残さ飼料化対策推進事業 28(30)百万円
- ① 飼料作物の生産からTMR(完全混合飼料)の調製・供給までを行うTMRセンターを核とした拠点的な地域システムを構築するとともに、遊休農地等における放牧の拡大、生産性・作業効率の高い牧草地への改良等を推進。

② 濃厚飼料の自給率向上を図るため、食品残さ等の未利用資源を飼料として再生利用する、環境にやさしいリサイクル飼料生産（エコフィード）の仕組みづくり等を推進。

(4) 草地畜産基盤整備事業（公共） 13,418（12,599）百万円  
既存草地及び公共牧場の条件整備、担い手の育成と畜産主産地の形成のための畜産生産基盤の総合的な整備、中山間地域等における遊休農地等の畜産的利用を図るための基盤整備を実施。

### 3. 環境に配慮した畜産の推進

畜産環境総合整備事業（公共） 3,427（4,885）百万円  
家畜排せつ物処理施設とたい肥の還元用草地等の一体的な整備による畜産経営環境の改善や、草地等の多面的機能を活用した地域社会の活性化のための草地及びその附帯施設の整備を実施。

### 4. 家畜改良増殖の推進と畜産新技術の実用化

強い農業づくり交付金 34,067（40,506）百万円の内数  
家畜改良増殖対策推進事業 142（155）百万円  
畜産新技術実用化対策推進事業 559（438）百万円の内数

#### (1) 家畜改良増殖の推進

- ① 乳用牛の改良増殖を推進するため、後代検定による優良種雄牛の選抜、雌牛の選択的利用に資する牛群検定を実施。
- ② 肉用牛の改良増殖を推進するため、優良繁殖雌牛の増頭、広域後代検定による高能力種雄牛の作出・利用の推進等を実施。
- ③ 豚の改良増殖を推進するため、系統豚の造成・維持、純粋種豚の改良、能力評価体制の整備等を実施。

#### (2) 畜産新技術の実用化

- ① 遺伝病のDNA診断技術の開発、経済形質等に関するDNA解析技術等を利用した家畜改良方法の開発・検証。
- ② 付加価値情報を消費者等に提供するため、牛個体識別データと飼料給与履歴等を連結した飼養管理情報データベース及び情報提供システムの構築・管理。

### 5. 流通飼料の安定供給対策

飼料穀物備蓄対策事業 4,188（4,271）百万円  
飼料原料の大宗を海外からの輸入に依存している我が国において、海外主要生産国の凶作や輸送ルートにおける障害等の影響で国内需給がひっ迫した場合に対処するため、一定量の飼料穀物の備蓄を実施。

## 家畜の遺伝資源の保護・活用対策の推進

【畜産新技術実用化対策推進事業 559(438)百万円の内数】

【和牛精液等流通管理体制構築推進事業 109(0)百万円】

### 事業のポイント

我が国の財産である和牛に特徴的な遺伝子に関する特許の取得促進、和牛精液の流通管理の厳格化により、和牛遺伝資源について戦略的に保護・活用する体制を整備します。

(家畜の遺伝資源とは)

- ・ 和牛の遺伝資源は、長年の育種改良の努力により創造された我が国の財産。
- ・ 過去に輸出された和牛の遺伝資源を用いて海外で交雑種等が生産され、牛肉又は子牛として輸入されている状況。
- ・ 17年度の海外からの子牛の輸入は2万5千頭程度。

(和牛に特徴的な遺伝子とは)

- ・ 和牛肉には特徴的な香りやうま味があることが明らかになってきており、これらには和牛に特有な遺伝子が関与。
- ・ 遺伝子の塩基配列を解明しその機能を明らかにすることにより、遺伝子特許が取得可能。

### 政策目標

- 取得した遺伝子特許を育種改良等に活用し、優良種畜の選抜等を行うことにより、家畜改良増殖目標（平成27年度）を達成
- 全国に普及しうる和牛精液ストロー等の流通管理体制の構築

<内容>

#### 1. 事業内容

##### (1) 和牛に関する知的財産の戦略的な活用

和牛の知的財産の戦略的な活用と遺伝子解析等研究開発の促進のための取組を支援します。

- ① 試験・研究機関や畜産関係団体等との連携により、家畜の有用形質に関する知的財産情報の集約化を図るとともに、和牛の知的財産の戦略的活用方策を検討
- ② 和牛の美味しさ、香り等の有用形質に影響する要因を分析し、和牛肉の優れ

た形質に関連する遺伝子を探索するための新たな指標を開発

- ③ 和牛の有用形質に関する遺伝子機能を解析し、遺伝資源の保護に資する特許取得を促進

【定 額】

【畜産新技術実用化対策推進事業 559 (438) 百万円の内数】

## (2) 和牛精液ストロー等の流通管理体制の構築

和牛精液ストロー等の流通管理の厳格化のためのモデル体制を構築するための取組を支援します。

- ① 精液生産者、農協、人工授精師等から成る地域協議会の設置、既存ストローの流通・保管に係る実態の調査
- ② 地域協議会の検討方向を踏まえ、精液ストローの最終使用情報が、精液生産者や農協等が持つ精液生産情報と正確に照合し得る情報フィードバックシステムを構築
- ③ モデル的に構築した流通管理体制の全国的な普及を視野に入れ、全国段階における精液ストローの使用実態調査、情報フィードバックシステムにおける全国共通となる基礎部分の開発、全種雄牛に与える個体識別番号と連動したバーコード番号の割り振り手法の検討等

【定 額】

【和牛精液等流通管理体制構築推進事業 109 (0) 百万円】

## 2. 事業実施主体

- (1) 民間団体
- (2) 民間団体、農業者団体等

[担当課：生産局畜産部畜産振興課 (03-3502-5984 (直))]

## 飼料増産に向けた取組

【強い農業づくり交付金 34,067(40,506)百万円の内数】  
【未来志向型技術革新対策事業 5,882(0)百万円の内数】  
【その他 29,417(30,860)百万円】

### 事業のポイント

飼料自給率の向上を図るため、国産粗飼料の生産拡大と流通体制の整備を推進することにより、輸入飼料への依存から脱却し、飼料基盤に立脚した循環型畜産への転換を実現します。

### (飼料の種類)

飼料は、粗飼料と濃厚飼料に分けられます。

- ① 粗飼料・・・乾牧草、サイレージ（発酵させた粗飼料（牧草、青刈りとうもろこし、稲発酵粗飼料）、稲わら等
  - ② 濃厚飼料・・・穀類（とうもろこし、こうりゃん、大麦）、糠類（ふすま、米ぬか）、粕類（大豆油粕、ビール粕、豆腐粕）、魚粉等
- 牛や羊等の草食性家畜は粗飼料と濃厚飼料を給与しますが、豚や鶏はほとんど濃厚飼料のみを給与します。
- また、食品工場やスーパーで発生するパンくずや売残り弁当等食品残さを家畜の飼料として再利用しています（エコフィード）。

### 政策目標

**飼料自給率の向上**  
24%（平成15年度） → 35%（平成27年度）

### <内容>

#### 1. 事業内容

##### (1) 飼料増産の取組強化

地方の高い自主性と裁量に基づく飼料増産への取組を支援します。

- ① 効率的な自給飼料生産のための飼料基盤の整備、飼料の生産・収穫・調製・流通保管のための施設・機械等の整備
- ② TMR（完全混合飼料）を核とした地域システムの構築に必要な施設・機械等の整備
- ③ 耕作放棄地等を放牧地として活用するための牧柵や給水施設等の整備
- ④ 水田における飼料作物の作付拡大と国産稲わらの収集・利用体制を確立するための施設・機械等の整備
- ⑤ 水田地帯等における飼料作物の作付拡大を図るための簡易作付条件整備や耕種作物等生産・流通・利用施設・機械等の整備
- ⑥ 不陸ならしから播種床造成までの一体的な実施による生産性・作業効率の高い草地への改良

【補助率1/2、1/3等】

【強い農業づくり交付金 34,067(40,506)百万円の内数】

##### (2) 水田における創意工夫を活かした飼料生産等への取組

地域段階での水田を活用した飼料作物の生産・利用に係る調整活動、排水条件の改良等の簡易な基盤整備、放牧牛や飼料生産収穫用機械等の導入等、地域の創意工夫を活かした飼料作物生産の取組や地域の創意工夫により設定した面積当たり単価に基づ

いて、稲発酵粗飼料等の飼料作物の生産や水田放牧等の取組を支援します。

【補助率1/2以内、定額】

【耕畜連携水田活用対策事業 5,404(6,208)百万円】

稲発酵粗飼料の家畜への給与の実証、耕種農家と畜産農家が連携した稲わらの収集・供給への取組を支援します。

【定額】

【国産粗飼料増産対策事業 1,722(1,722)百万円】

### (3) 飼料基盤整備の促進

飼料基盤の整備を促進するための取組を支援します。

- ① 草地及び飼料畑の造成・整備改良、畜産主産地の再編整備、担い手への土地利用集積を伴う飼料基盤の整備、公共牧場の草地基盤と施設との一体的整備、草地林地等の整備等の実施
- ② 耕種農家等が円滑に畜産を導入できるよう支援を行いつつ、不作付地等を対象に飼料基盤整備等を実施

【補助率1/2、55/100、2/3等】

【草地畜産基盤整備事業(公共) 13,418(12,599)百万円】

### (4) 国の直接支援による飼料増産の取組

国の直接採択により以下の取組を支援します。

- ① 稲わらの安定的な供給のための生産・流通システムの導入
- ② 飼料作物の生産からTMR(完全混合飼料)の調製・供給までを行うTMRセンターを中心とした地域の飼料生産・供給システムの構築

\*平成18年度は、広域連携産地競争力強化支援事業5,829百万円の内数

【補助率1/2、1/3等】

【未来志向型技術革新対策事業 5,882(0)百万円の内数】

### (5) 環境と調和した酪農生産構造の確立

飼料基盤に立脚した環境調和型の酪農経営を確立するため、飼料作付面積に応じた支援を行います。

【定額】

【酪農飼料基盤拡大推進事業 5,446(5,446)百万円】

### (6) 畜産環境の総合的な整備の促進

家畜排せつ物処理施設とたい肥の還元用草地等の一体的な整備により地域資源のリサイクルシステムを構築し、畜産環境問題の改善を図るとともに、草地等の多面的機能を活用した地域社会の活性化のための草地及びその付帯施設整備等の取組を支援します。

【補助率1/2等】

【畜産環境総合整備事業(公共) 3,427(4,885)百万円】

## 2. 事業実施主体

都道府県、市町村、農業者団体等

( 担当課：生産局畜産部畜産振興課 (03-3502-5993 (直)) )  
          "          畜産企画課 (03-3502-0874 (直)) )

## エコフィード（食品残さの飼料化）対策

【食品残さ飼料化対策推進事業 28（30）百万円】  
【未来志向型技術革新対策事業 5,882（0）百万円の内数】

### 事業のポイント

濃厚飼料の自給率向上を図るため、エコフィードに関わる技術情報等を普及し、畜産農家が安心かつ安定的にエコフィードを利用するための認証制度を検討するとともに、先端的・モデル的な食品残さの飼料利用を効率的に進める取組を推進します。

### （エコフィードとは）

- ・ 食品残さ等を利用して製造され、国内の未利用資源を有効活用することで飼料自給率の向上に資する飼料です。
- ・ エコフィードの利用においては、食品関連事業者、処理加工業者、畜産生産者等関連する分野と関係者が多く、また、飼料は家畜に毎日給与されるものであるため、原料供給、運搬加工、利用の各段階が密接に連携し、広域的で効率的な収集・加工・供給の可能とする体制や、一定の品質のものを安定的に定量供給する体制を構築することが必要です。
- ・ さらに、食品リサイクルによる資源の有効利用を推進し環境負荷軽減を図る観点から、エコフィードの推進にあたっては、消費者、食品関連事業者、畜産生産者をはじめとする関係者の、「食品残さ」から「食品循環資源」、これを利用した「資源循環型畜産」への一層の理解醸成と意識変革が必要です。

### 政策目標

飼料自給率の向上  
24%（平成15年度） → 35%（平成27年度）

### <内容>

#### 1. エコフィードの推進

##### ① ネットワークづくり

畜産団体、食品産業団体等の協力の下、全国的な飼料化や残さの供給実態に関する調査の実施・データベース化及びITを活用した地域情報システムを構築します。

##### ② エコフィード認証制度の創設

畜産農家がエコフィードを安心かつ安定的に利用するため、エコフィード認証制度協議会において、配合飼料メーカー等のエコフィード製造・利用事業体の認証やエコフィード活用畜産物等に対する表示認証を検討します。

##### ③ 普及啓発

食品産業関係者、生産者、消費者などを対象としたPR資料等の編集・作成、エコフィード関係者による推進会議、シンポジウム、技術研修会の開催等を行います。

【定 額】

【食品残さ飼料化対策推進事業 28（30）百万円】

## 2. エコフィードへの取組に対する国の直接支援

エコフィード技術の波及を図るため、原料や製品の収集・運搬が県域を越えるような大規模で先端的・モデル的な取組について、国の直接採択により飼料化施設の整備を支援します。

※ 対象となる飼料化施設：加工利用施設(分別及び収集施設、原料保管施設、製品保管施設、クッカー、調製装置、乾燥装置、加熱殺菌装置 等)、公害防止施設及び附帯施設。

【1/2以内】

【未来志向型技術革新対策事業 5, 882 (0) 百万円の内数】

## 3. 事業実施主体

1. については、民間事業者（公募型）
2. については、農業協同組合（連合会）、公社、農事組合法人、事業協同組合（連合会）、企業組合、協業組合 等

[担当課：生産局畜産部畜産振興課（03-3502-5992（直））]

## 和牛精液等流通管理体制構築推進事業（新規）

【109（0）百万円】

### 事業のポイント

我が国の財産である和牛の遺伝資源の保護・活用を図るため、和牛精液ストロー等の流通管理の厳格化を図るモデル的な体制を構築します。

（家畜の遺伝資源とは）

- ・ 和牛の遺伝資源は、長年の育種改良の努力により創造された我が国の財産。
- ・ 過去に輸出された和牛の遺伝資源を用いて海外で交雑種等が生産され、牛肉又は子牛として輸入されている状況。
- ・ 17年度の海外からの子牛の輸入は2万5千頭程度。

### 政策目標

全国に普及しうる和牛精液ストロー等の流通管理体制の構築

#### <内容>

##### 1. 地域段階でのモデル構築

地域や流通経路の実態に即したモデル的な和牛精液等の流通管理体制の構築を進めます。具体的には、以下の取組等に対して助成します。

- ① 精液生産者、農協、人工授精師等から成る地域協議会の設置、既存ストローの流通・保管に係る実態の調査
- ② 地域協議会の検討方向を踏まえ、精液ストローの最終使用情報が、精液生産者や農協等が持つ精液生産情報と正確に照合し得る情報フィードバックシステムを構築

【定 額】

##### 2. 全国的な普及のための取組

モデル的に構築した流通管理体制の全国的な普及を視野に入れ、全国段階における精液ストローの使用実態調査、情報フィードバックシステムにおける全国共通となる基礎部分の開発、全種雄牛に与える個体識別番号と連動したバーコード番号の割り振り手法の検討等を進めます。

【定 額】

##### 3. 事業実施主体

民間団体、農業者団体等

〔担当課：生産局畜産部畜産振興課（03-3502-5984（直））〕

## 家畜改良増殖の推進と畜産新技術の実用化（拡充）

【強い農業づくり交付金 34,067(40,506)百万円の内数】

【家畜改良増殖対策推進事業 142(155)百万円】

【畜産新技術実用化対策推進事業 559(438)百万円】

### 事業のポイント

消費者ニーズに対応した品質の畜産物を合理的な価格で安定的に供給するため、種畜の繁殖・育成、能力の検定・評価により家畜改良増殖を推進するとともに、家畜のDNA育種技術等、国際競争力強化に資する新技術を積極的に導入します。

#### （家畜改良増殖とは）

- ・ 家畜の改良増殖は、畜産物の安定供給と経営の健全な発展を図っていく上で極めて重要であるとともに、畜産物の生産性及び品質向上を通じて、食料自給率の向上にも貢献。
- ・ 家畜の能力を向上させるためには、家畜の資質、能力等を正確に把握・分析し、多数の個体の中から優れた個体のみを選抜し、その選抜された家畜を利用し増殖することが不可欠。
- ・ このため、家畜改良増殖法に基づき「家畜改良増殖目標」を策定し、計画的な改良増殖を推進。

#### （畜産新技術とは）

- ・ 家畜改良増殖を推進していくために、関連する新技術を積極的に導入し、効率的に実施。
- ・ 主な畜産新技術は、①性判別受精卵の生産、②DNA解析技術、③クローン技術など。

### 政策目標

#### 家畜改良増殖目標（平成27年度）の達成

#### <内容>

##### 1. 家畜改良施設等の整備

###### （1）家畜改良増殖の推進

家畜の能力検定等に必要な施設及び優良な和牛受精卵を安定的に供給するための和牛受精卵供給施設の整備等を行います。

###### （2）畜産新技術の実用化

性判別受精卵の生産、DNA解析等畜産新技術の実用化に必要な施設整備等を行います。

【定 額】

## 2. 家畜改良と新技術の実用化

### (1) 家畜改良増殖の推進

- ① 畜産物の生産コストの低減や品質向上を図るため、産乳・産肉能力等について、能力検定等による高能力種畜の作出・利用の推進及び繁殖性の改善指導のための取組を行います。

### (2) 畜産新技術の実用化

- ① 国内の試験・研究機関や畜産関係団体等との連携により、効率的な遺伝子の特許取得と育種への活用方策を検討するとともに、取得された特許等知的財産の戦略的活用を図る体制を整備します。
- ② 遺伝病のDNA診断技術の開発、経済形質等に関するDNA解析技術等を利用した家畜改良手法の開発・検証を推進します。
- ③ 付加価値情報を消費者等に提供するため、牛個体識別データと飼料給与履歴等を連結した飼養管理情報データベース及び情報提供システムの構築・管理を行います。

【補助率10/10以内、定 額】

## 3. 事業実施主体

1は都道府県、農業者団体等

2は民間団体

[担当課：生産局畜産部畜産振興課（03-3502-3656（直））]

## 耕畜連携水田活用対策事業（拡充）

【5,404（6,208）百万円】

### 事業のポイント

地域の創意工夫を活かした飼料生産の振興に直接つながる取組を支援する事業を創設します。これにより、水田における効果的な飼料作物の生産振興を図り、飼料自給率の向上を目指します。

（耕畜連携とは）

- ・水田を所有する耕種農家と畜産農家の連携を今まで以上に強化することにより「牛一草一土」の循環による持続的な飼料生産体系、資源循環型畜産を構築します。

### 政策目標

飼料自給率の向上

24%（平成15年度） → 35%（平成27年度）

### <内容>

#### 1. 事業内容

##### ① 生産振興助成（地域の創意工夫を活かした飼料生産の取組への支援）

生産性の向上や生産コストの低減、作付規模の拡大等、地域の創意工夫を活かした飼料生産振興を支援します。例えば、地域における水田飼料作物生産に係る調整活動、排水条件の改良等生産条件を改善するための簡易な基盤整備や細断型ロールペーラー等の高性能機械導入等の取組を支援します。

【補助率1/2以内、定 額】

##### ② 取組面積助成（地域の水田状況に応じた飼料作物作付への支援）

地域の創意工夫により設定した単価に基づいて、稲発酵粗飼料など地域の水田状況に適した飼料作物の生産や肉用牛放牧等の取組を支援します。

【定 額】

#### 2. 事業実施主体

都道府県水田農業推進協議会、地域水田農業推進協議会等

[担当課：生産局畜産部畜産振興課（03-3502-5993（直））]

## 国産粗飼料増産対策事業

【1,722(1,722)百万円】

### 事業のポイント

畜産農家による稲発酵粗飼料の給与実証や国産稲わらを収集・調製し畜産経営に安定供給する取組を支援します。

#### (稲発酵粗飼料の生産)

稲発酵粗飼料は、稲の穂と茎葉を同時に刈り取ってサイレージ化(発酵)した粗飼料で、平成17年度の作付面積は約4,600haとなっており、平成12年度に比べ約9倍に拡大しています。

#### (国産稲わらの利用状況)

我が国で産出される稲わらは、年により変動はありますが、約900万トンとなっています。家畜の飼料としての稲わらの需要量は約120万トンとなっていますが、飼料用に仕向けられている量は約100万トン前後にとどまっています。

一方、未だに焼却されている量が約30万トンもあり、これを飼料用に利用するだけで、飼料用の稲わらを完全自給することができます。

### 政策目標

#### 飼料自給率の向上

24%(平成15年度) → 35%(平成27年度)

### <内容>

#### 1. 事業内容

##### (1) 稲発酵粗飼料給与技術確立型

稲発酵粗飼料の家畜への給与を実証的に行う畜産経営を支援します。

【定額(10千円/10a(3年間同額))】

##### (2) 飼料用国産稲わら確保対策型

耕種経営と畜産経営が連携し、稲わらを収集、供給する取組を支援します。

【定額(18年度開始分5千円/10a(3年間同額))】

【定額(19年度開始分4千円/10a(3年間同額))】

【定額(20年度開始分3千円/10a(3年間同額))】

##### (3) 国産粗飼料増産推進

稲発酵粗飼料給与確立及び飼料用国産稲わら確保対策が円滑に推進できるよう、推進会議の開催、推進指導等を支援します。

【定額】

#### 2. 事業実施主体

全国農業協同組合連合会等

[担当課：生産局畜産部畜産振興課(03-3502-5993(直))]

## 畜産公共事業（拡充）

【草地畜産基盤整備事業 13,418（12,599）百万円】

【畜産環境総合整備事業 3,427（4,885）百万円】

### 事業のポイント

飼料基盤に立脚した循環型畜産への転換を図るため、自給飼料基盤用地の確保及び整備を支援します。

また、耕種農家等が円滑に畜産を導入するための事業の創設のほか、担い手への一層の土地集積の促進を図るための要件改定を行います。

（平成18年度事業実施地区数）

草地畜産基盤整備事業 119地区

畜産環境総合整備事業 51地区

### 政策目標

飼料自給率の向上

24%（平成15年度） → 35%（平成27年度）

## <内容>

### 1. 事業内容

#### (1) 草地畜産基盤整備事業

##### 1) 都道府県営草地整備事業

###### ① 担い手中核型（北海道のみ）

大型機械化体系に対応した効率的な草地への整備を支援します。

###### ② 公共牧場中核型

公共牧場の再編整備及び周辺農家の草地等の一体的な整備を支援します。

##### 2) 畜産担い手育成総合整備事業

###### ① 水田地帯等担い手育成型の創設

水田地帯等における新たな畜産の担い手育成と農地の有効活用を図るため、耕種農家等が円滑に畜産を導入できるよう支援しつつ、不作付地等を対象とした飼料基盤整備を促進する新たな事業を創設します。

###### ② 担い手支援型事業の要件改定

飼料基盤を整備しつつ畜産担い手への土地利用集積を加速化するため、地域における担い手への土地利用集積要件を改定します。

###### ③ 再編整備型事業

畜産主産地を再編し、飼料基盤に立脚した担い手の育成を図るため、飼料生産基盤と農業用施設の一体的な整備を支援します。

##### 3) 草地林地一体的利用総合整備事業

林地、耕作放棄地、草地等農用地の畜産的利用のための整備及び関連施設の一体

的な整備を支援します。

【補助率1／2以内等】

(2) 畜産環境総合整備事業

1) 畜産環境総合整備事業

都道府県が広域的、モデル的に行う、家畜排せつ物処理施設と還元用草地等の一体的な整備や、草地等の多面的機能を活用した地域社会の活性化のための草地及びその附帯施設の整備を支援します。

2) 畜産環境総合整備統合補助事業

市町村、農協等が地方の実情に合わせて行う、家畜排せつ物処理施設と還元用草地等の一体的な整備や、草地等の多面的機能を活用した地域社会の活性化のための草地及びその附帯施設の整備を支援します。

【補助率1／2以内等】

2. 事業実施主体

都道府県、都道府県農業公社、市町村、農協、農協連等

[担当課：生産局畜産部畜産振興課（03-3502-5993（直））]

草地畜産基盤整備事業(公共)のうち  
畜産担い手育成総合整備事業(水田地帯等担い手育成型の創設)

【10,420百万円(10,742百万円)】

事業のポイント

水田地帯等の耕種農家等が円滑に畜産を導入できるよう支援する事業を創設します。これにより、新たな畜産の担い手の育成を図るとともに、不作付地等を対象とした飼料基盤整備を促進し、飼料自給率の向上を目指します。

(畜産担い手育成総合整備事業による草地造成・整備実績(平成17年度))

- ・草地造成改良 458ha
- ・草地整備改良 8,295ha

政策目標

飼料自給率の向上

24%(平成15年度) → 35%(平成27年度)

<内容>

1. 事業内容

(1) 事業内容

- ① 事業実施計画策定事業
- ② 基本施設整備事業、利用施設整備事業、土地利用円滑化事業
- ③ 畜産経営新規参入円滑化事業  
耕種農家等が円滑に畜産を導入できるよう事業実施主体が支援

(2) 採択要件

- ① 酪農及び肉用牛生産の近代化計画を作成する市町村の区域
- ② 事業参加者おおむね10人(中山間地域については5人)以上
- ③ 事業完了後において、酪農及び肉用牛生産に係る担い手が事業参加農業者の50%(事業実施前においてすでに50%以上である場合は、その割合から5%以上増加した割合)以上
- ④ 事業完了後の受益草地等の面積が30ha(中山間地域にあつては15ha以上。ただし、受益草地等の面積には、稲わら収集面積の1/2に相当する面積を受益草地等の面積の1/2を超えない範囲で含めることができる)
- ⑤ 事業完了後の牛飼養頭数が、現況に比して、成牛換算で100頭(中山間地域については50頭)以上の増頭

【補助率50%(離島55%、沖縄・奄美2/3)】

2. 事業実施主体

都道府県、事業指定法人(都道府県農業公社)

[担当課:生産局畜産部畜産振興課(03-3502-5993(直))]

## 飼料穀物備蓄対策事業

【4,188(4,271)百万円】

### 事業のポイント

飼料穀物の国内への安定供給を図る施策を実施します。

飼料穀物の国内需給がひっ迫した場合に対応するため、配合飼料の主原料である飼料穀物を一定量備蓄します。

#### (飼料穀物の備蓄について)

我が国畜産経営の大宗が利用している配合飼料は、輸入依存度の大きい飼料穀物を主原料としています。このため、飼料原料が短期的にひっ迫する事態に備え、配合飼料の主原料であるとうもろこし・こうりゃんを60万トンを備蓄しています。

- ① 飼料穀物の輸入依存度・・・とうもろこし(100%)、こうりゃん(100%)
- ② 配合飼料の原料割合(H17年度)・・・とうもろこし(49%)、こうりゃん(6%)

#### (最近の備蓄穀物の放出事例)

平成17年8月に米国の飼料穀物の主要輸出港であるニューオーリンズをハリケーン「カトリーナ」が襲来した影響で、とうもろこし等の積み出しが約3週間途絶しました。我が国が輸入する飼料用とうもろこしは、その94%(H17年度)が米国からのものであり、この輸出途絶が我が国畜産に与える影響が大きいものと考えられたため、備蓄穀物(約16万トン)を放出しました。

### 政策目標

不測の事態において、国内畜産生産者に安定的に配合飼料を供給

#### <内容>

##### 1. 事業内容

国家備蓄穀物であるとうもろこし・こうりゃん合わせて60万トンの保管を配合飼料メーカーに委託します。地域ごとの配合飼料の生産量などを踏まえ、全国の33の港湾地域に国家備蓄穀物を配置します。

##### 2. 事業実施主体

社団法人 配合飼料供給安定機構、備蓄穀物保管協議会

[担当課：生産局畜産部畜産振興課(03-3502-5992(直))]